

ふるさと成人式の名称が変わります

民法改正により、令和4年4月1日から成人の年齢が18歳に引き下げられました。下川町ではこれまで20歳の成人をお祝いする「ふるさと成人式」を開催しているところ、名称を「はたちを祝うつどい」へと変更したうえで、引き続き20歳となる人を対象に実施する予定です。

今年度の実施は令和5年1月7日（土）を予定しており、対象は平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの事項に該当する人となります。

- 下川町に住民登録している人
- 親または兄弟姉妹が町内にお住まいの人
- 下川町に住んだことがある人

なお、新型コロナウイルス感染の状況によって変更となる可能性がありますので、ご承知おき願います。

■お問い合わせ

教育委員会生涯学習グループ

☎4-2511内線512 ☆4-251111



▲令和4年度実施した下川町ふるさと成人式の様子